

熊本県公報

号外 第 11 号
平成 16 年 3 月 18 日 (木)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 告 示**
- 熊本県知事選挙の選挙運動に関する支出金額の制限額……………(選挙管理委員会) 1
 - 直接請求の連署基準数……………(") 1
 - " ……………(") 1

告 示

熊本県選挙管理委員会告示第 23 号

平成 16 年 4 月 4 日執行の熊本県知事選挙において、候補者が選挙運動に関し支出することのできる制限額は、次のとおりである。

平成 16 年 3 月 18 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 宮 本 卓 治

34,639,900 円

熊本県選挙管理委員会告示第 24 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 5 項及び第 75 条第 5 項の規定に基づくその総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 4 項、第 81 条第 2 項及び第 86 条第 4 項に基づくその総数が 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 2 項の規定に基づくその総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

平成 16 年 3 月 18 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 宮 本 卓 治

その総数の 50 分の 1	29,829
その総数が 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数	315,235
その総数の 3 分の 1	497,137

熊本県選挙管理委員会告示第 25 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 4 項の規定に基づくその総数の 3 分の 1 の数（40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成 16 年 3 月 18 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 宮 本 卓 治

選挙区

熊本市選挙区	153,717
八代市選挙区	28,145
人吉市選挙区	10,038
荒尾市選挙区	15,642
水俣市選挙区	8,159
玉名市選挙区	12,083
本渡市選挙区	10,581
山鹿市選挙区	8,821
牛深市選挙区	5,019
菊池市選挙区	7,280
宇土市選挙区	10,155
宇土郡選挙区	5,525
下益城郡選挙区	22,791
玉名郡選挙区	20,610

鹿本郡選挙区	15,749
菊池郡選挙区	34,967
阿蘇郡選挙区	21,083
上益城郡選挙区	23,735
八代郡選挙区	13,298
葦北郡選挙区	7,673
球磨郡選挙区	17,664
天草郡上島選挙区	14,466
天草郡下島選挙区	9,559